

## 調査で問題となる 外注費と給与の区分

今年の税制改正で、消費税率が上がる事が決まりました。調査でよく問題とされるものの一つに「外注費と給与の区分」があります。会社が個人に支払う労務の対価は、請負契約等に基づくものであれば「外注費」として消費税の仕入税額控除が認められますが、雇用契約等に基づくものであれば「給与」として扱われ源泉徴収の対象となります。税務調査では、このような形式的な判断とともに、業務内容の実態が伴っていなければならないとされています。その判断基準は次の5項目です。

1. 他人が代替して業務を遂行すること、また役務を提供することが認められるか・・・代替可なら外注費
2. 報酬の支払者から作業時間を指定される、報酬が時間を単位として計算されるなど時間的な拘束（業務の性質上当然に存在する拘束を除く）を受けるか・・・受けなければ外注費
3. 作業の具体的な内容や方法について指揮監督（業務の性質上当然に存在する指揮監督を除く）を受けるか・・・受けなければ外注費
4. 引渡しを完了していない完成品が不可抗力で消滅した場合においても、すでに遂行した役務の提供に係る報酬を請求できるか・・・できないなら外注費
5. 材料や用具等を報酬の支払者から供与されているか・・・されていなければ外注費

従って、税務調査では、“請負契約に基づいているから外注費”と単純に判断するわけではなく、総合的に業務内容を踏まえ、実態が雇用関係に当たると判断されれば、給与と指摘されるケースも出てくる。（近年の脱税の手口として、課税仕入れに該当しない人件費を課税仕入れとなる外注費に仮装していたものも摘発されているようです。）税務調査で給与と指摘を受けないためにも、日頃から契約書や請求書等を見直して、きちんと準備をお願いします。

日本政策金融公庫 (9月12日以降)  
 基準金利 1.45% ~ 4%  
 (公庫の金利は一部変更となっています)

### 【編集後記】

先月に続き、今月は釧路かいと言われそうですが、行事が続いています。でも、勉強が大半です。三友牧場のチーズおいしかったです。地方で真剣に事業を行っている方のお話は、参考になります。自分もまた、すこしでも近づきたいと思います。



## 平成24年度

### 経営支援セミナー 終了

平成24年度経営支援セミナーが終了しました。

当日は、ちょっと冷え込みましたが、秋晴れとなり、参加者50名超で、日本政策金融公庫の堀井課長さんの話から始まり、今年初めて、当別町の全久寺のご住職でいらっしゃる白井應隆様の“心の時代”の講話がございました。これからは、本物が試される時代、私達が社会のなかでなにができるのか。人様の為に生きる。人様を幸せに出来ないで、自分が幸せになれるのか。TKCの理念も“自利とは利他を言う”



とても心にしみい  
るお話で  
した。  
厳しい時

代に向かう経営者の皆様は大変参考になるお話でした。今年

参加出来なかった皆様、来年の参加おまちしております。

## 酪農家 みとももりゆき 三友盛行 さんの話より 適正規模の経営 について

皆さんは、NHKの「プロフェッショナル 仕事の流儀」を見ていらっしゃいますか？今から、3年ほど前に、中標津町の酪農家 三友盛行さんが出ていました。中標津町で、牧場をやっているのですが、古いスタイルで、牛の数は地域の平均の販分以下、生乳の生産量は3割なのに、驚くべき利益率を上げるということで、プロフェッショナルに取り上げられたようです。この方のお話が、TKCの釧路の大会で、ありました。ちょうど、特急がトマムで煙りを出した日で、私はその特急列車のその車両に乗っていましたが。

牛の乳量のために、輸入穀物を与えない。そうすると、乳量は少ないが、とても良質なチーズが出来る。そのチーズは、奥様の担当なんです、フランスで賞を受けたのです。実は、その研修会で、三友さんから声をかけられました。私の研修を聞く態度がとても印象的で、話やすかったと。そこから、翌日、中標津町の三友牧場へ行ってきました。そのなかで、プロとはなにか。“同じことを繰り返しているながら、新しい思いで毎日を過ごすことができる”農民は、与えられた条件を受入、そのなかでどう精一杯やるかとお話でした。大変勉強になりました。